

第21回全国障害者スポーツ大会 会場地市町選定基本方針（案）について

第21回全国障害者スポーツ大会で使用する会場地は、次により選定する。

- 1 全国障害者スポーツ大会開催規程第6条及び全国障害者スポーツ大会開催基準要綱5（5）に基づき、原則として、第76回国民体育大会の会場を使用する。
- 2 選手等の負担軽減、観客の利便性および交通・宿泊施設を総合的に配慮して、宿泊場所と競技会場はできるだけ近接した地域に配置する。
- 3 全国障害者スポーツ大会競技規則及びその他各競技規則に定める競技の実施に適合する会場とする。
- 4 簡素・効率化の観点から、既存スポーツ施設等を最大限に活用する。

○全国障害者スポーツ大会開催規程 第6条

（厚生労働省告示第385号 H13.12.18）

全国障害者スポーツ大会は、原則として、秋季国民体育大会の会場を使用するものとする。

○全国障害者スポーツ大会開催基準要綱 5（5）

（日本障がい者スポーツ協会 H12.1.5 制定）

大会における競技施設は、原則として、国民体育大会本大会の会場を使用する。